

# 奈良県立病院の将来構想について

- 提言 -

平成 1 8 年 7 月 3 1 日

医大病院・県立病院将来構想策定委員会

# 目 次

はじめに 『適応と挑戦』～急激な医療環境の変化への対応～

県立病院将来構想の検討に至る背景	1
1．県立病院の現状と課題	1
(1) 沿革と現状	1
(2) 医療を取り巻く環境の変化と課題	3
県立病院改革の基本的な考え方	5
1．良質で安心と信頼の得られる医療が提供できる県立病院	5
2．使命（ミッション）・役割・機能の明確な県立病院	5
3．自律的な経営が確保された県立病院	6
県立病院改革のあり方	7
1．地域の保健医療機関への支援と連携の強化	7
2．県立病院間の機能分担（連携と補完）	8
3．医療スタッフの確保と人材育成・輩出	9
4．大規模災害等への対応	9
5．施設と設備の充実	9
これからの県立病院にふさわしい運営形態	10
1．現行の運営形態（地方公営企業法の一部適用）における課題	10
2．見直しの視点	10
3．今後の運営形態のあり方	11
各県立病院の診療機能・体制の見直し	12
1．奈良病院	12
2．三室病院	13
3．五條病院	14
4．総合リハビリテーションセンター	14
県立病院と県立医科大学との連携の強化	15
県全域にわたる医療機関の連携の推進（医療連携コンソーシアム）	16

おわりに

## はじめに

『適応と挑戦』～急激な医療環境の変化への対応～

21世紀の到来は、日本社会に様々な要求をする時代の到来でもあった。右肩上がりの経済成長は終わり、人口構造の高齢化と少子化によって社会は大きく変化しようとしている。モノと情報のあふれる成熟社会にあって、国民の生活スタイルや価値観は多様化し、従って、行政に対する要求も複雑化している。そのような時代にあって、その時代にマッチした社会構造を構築すべく、国にあっては行財政改革が唱えられ、多くの改革案が実行に移されている。政策の柱の一つである社会保障、とりわけ医療についても例外ではない。診療報酬の引き下げ、医療機関機能の明確な体系化、臨床研修の制度化等、従来の枠組みに大きな影響を与える改革が次々となされている。また、地方自治についても、地方分権時代にふさわしい地方行政のあり方が求められている。

このような状況にあって、奈良県も新時代にふさわしい地方行政の有り様を模索しているところであり、当然のことながら、その政策実施機関としての県立病院（奈良・三室・五條病院）についても、県民の医療ニーズが変化し、また多様化する中、新たな枠組みの再構築が求められているのである。県立病院は県行政の一部であると同時に収益を伴う企業体であるという特性を有している。また、医療の中でも不確実性が高く、したがって不採算となる救急医療や高度先進的な医療を提供している。さらにいうと、多くの医療専門職を育成するという役割をもっていると思われるが、それら期待される役割や機能の発揮の方法について見直しが求められているのである。

これらのことから、改めて県立病院の目指すべき診療や経営のあり方を現在の視点で見直し、平成19年4月から公立大学法人化が予定されている県立医科大学の附属病院との政策医療、高度医療の連携と役割分担を含めた今後の県立病院の将来構想を策定するために、平成17年7月医大病院・県立病院将来構想策定委員会が設置された。

委員会では、

小児科、産科、麻酔科をはじめとする自治体病院の医師不足の中での政策医療の効果的、効率的な提供のあり方

医療スタッフの人材確保に向けた魅力ある病院づくり

地域の医療機関との連携強化と支援のあり方

厳しい経営環境の下で、質の高い医療を安定して提供するための企業性、自律性が発揮できる経営形態への見直し

等をテーマに、県立病院を取り巻く様々な課題に対して各委員それぞれの専門的な立場から活発なご意見をいただき、真剣な議論を重ねることができた。

本委員会の結論は、奈良県の県立病院が時代の急激な変化に適応かつ挑戦し、将来における県の医療政策に関する具体的な実施機関としての役割を果たすことを願い、県立病院の担うべき医療機能についての見直しを図り、それを効率的かつ効果的に実現するための望ましい経営形態について方向性を示したものであり、県への提言として、将来の県民医療の一層の充実に役立てられることを期待する。

平成18年7月31日

医大病院・県立病院将来構想策定委員会 委員長 吉田 修

## 県立病院将来構想の検討に至る背景

### 1. 県立病院の現状と課題

#### (1) 沿革と現状

##### 設立の経緯

奈良病院は、医科大学附属奈良病院として、昭和39年に奈良市佐紀町に開設された。その後、県立病院として昭和52年に現在の奈良市平松町に移転新築され、県北と地域の基幹病院として、県民の医療を担ってきた。

五條病院は、県南和地域の住民に対する必要な医療の確保とへき地医療支援の役割を果たすため、当初は80床（内科、外科、整形外科）の規模で、昭和47年に五條市野原町に開設された。

三室病院は、当時大阪のベッドタウンとして人口が急増していたにもかかわらず医療密度が低かった県西和地域の医療需要にふさわしい医療水準の維持と総合的な医療を提供する基幹病院として、昭和54年に生駒郡三郷町に開設された。

これらの県立3病院は、それぞれが地域の中核病院として設立され、その後も診療科の拡充や病床の増床、施設・設備の充実・整備に努めながら、政策医療や地域で不足する一般医療、救急医療及び高度医療等の急性期医療を中心とした医療をいずれも総合病院として提供してきた。

総合リハビリテーションセンターは、リハビリ医療、訓練等を一貫して行える県下初の施設として昭和63年に磯城郡田原本町に開設された。

（「医大病院・県立病院位置図」参照）

##### 機能と役割

奈良病院、三室病院はそれぞれ北部、西部の人口集中地域において高度医療を実施。

奈良病院は、北和の3次救急（2次を含む）を担い、救命救急センターや周産期医療センターを併設している。

三室病院は、循環器医療を中心とした質の高い医療を提供している。

五條病院は、南和地域に必要な医療を提供するとともに、平成7年にへき地の中核病院に指定され、へき地地域における医療を支援する役割を果たしてきた。

また、災害拠点病院である「地域災害医療センター」として奈良病院と五條病院が指定されるなど、県立病院は、国、あるいは県の医療政策を推進するうえで、必要な機能を付加してきた。

総合リハビリテーションセンターは、人口の高齢化に伴うリハビリ医療の必要性に鑑み、県内のリハビリ医療の中心として、専門的で質の高い医療を安定的に提供している。

##### 医療・医学教育

奈良病院及び三室病院は管理型の臨床研修病院、五條病院は協力型の臨床研修病院に指定されている。

3病院とも附属看護専門学校を併設し、県内医療機関等の看護師需要を満たすため、看護師の育成に努めている。

このように県の医療に必要な人材を育成し、輩出する機能は県立医科大学との強い結びつきの中で実践してきており、公的医療を提供するうえで県の設置する医科大学の存在と役割は欠かせないものであると同時に、奈良県における医療提供体制の特色となっている。



## (2) 医療を取り巻く環境の変化と課題

### 診療報酬引き下げによる厳しい病院経営

平成17年12月の「医療制度改革大綱」では、医療保険制度の見直しを行うとともに、診療報酬の引き下げや病院の平均在院日数縮減、生活習慣病の予防あるいは小児救急医療における医療連携体制の構築を図ること等を目指した改革を進めている。

平成18年度の診療報酬改定は、全体としては3.16%という医療機関の経営にとって厳しいものとなっており、今後当分の間は病院経営にとっては厳しい状況が続くと予想される。

### 政策医療を担う自治体病院における深刻な医療スタッフの不足

医師の地域的な偏在とともに、政策医療を担う自治体病院における小児科、産科、麻酔科等の特定診療科の医師不足が深刻化しており、これらの診療科の医師の確保は喫緊の課題となっている。

### 小児救急輪番病院への1次患者の集中

奈良県の小児救急医療は、患者の症状に応じて1次救急から3次救急までの救急医療体制を構築しているものの、現実には1次患者、2次患者にかかわらず、2次救急患者を受け持つ小児輪番参加病院に集中しており、患者の90%以上は入院を要しない1次救急患者であるという実態である。そのような中、県内の病院勤務の小児科医が不足しており、患者の集中している病院では2次患者への迅速な対応などの面で、2次救急医療の役割と機能が十分に発揮できない状況がある。

### 周産期医療における母体の県内での受入が不十分

奈良県の周産期医療体制は、平成8年から周産期医療情報システムによるネットワークを構築しており、県立医科大学附属病院と県立奈良病院を基幹病院として、近畿大学医学部奈良病院、市立奈良病院、天理よろづ相談所病院をあわせた5病院で周産期患者の受入体制をとっている。

しかしながら、新生児搬送については県内で90%以上が収容されているものの、ハイリスク妊婦の母体搬送については、NICUの受入体制が十分ではないことから、約40%弱が大阪府を中心とした県外に搬送されている状況になっている。また、周産期にかかわる訴訟が増加している社会的傾向などから、診療所が産科医療を実施することを回避しはじめていることや、病院勤務の産婦人科医の不足などにより分娩を扱う医療機関が年々減少している。

### 医療の質と安全の確保

県立病院が「県民が安心してかけられる病院」、「県民に信頼される病院」として医療を提供するためには、医療の質と安全の確保は必要最低限の課題である。難易度の高い医療に先進的に取り組む一方で、医療事故を防止するための医療安全管理体制を確立し、事故防止対策に万全を期すという<sup>あいたい</sup>相対する課題に対して同時に対応を図る必要に直面している。

### 医療情報のIT化の遅れ

全国の先駆的な医療機関においては、電子カルテシステムを導入することで、ITによる診療情報の共有化、一元化等により効率的かつ高度な医療を実現し、患者サービスの向上、病院機能の質的向上、経営の合理化に成果を上げている。

県立3病院においては、医事会計システムや看護支援システムなど、一部の業務が電算化されているものの、基幹業務である診療に関する情報のIT化は進んでいない状況にある。

### 施設の老朽化

県立3病院とも開設後30年近く経過し、施設の老朽化が目立っており、現代の医療水準に沿った医療機能や災害医療センター機能を十分に発揮するうえで大きな問題を抱えている。そのことが患者の療養環境面におけるサービスの低下の問題に結びついている。

### 県の厳しい財政状況

奈良県の平成18年度一般会計の当初予算規模は、「三位一体の改革」による地方交付税の削減等により、4,619億円余りで5年連続の減少となっている。

県立病院事業への一般会計からの繰出金は、これまで病院長をはじめ職員の経営改善に向けた取り組みの結果、平成18年度予算で11億8,500万円である。平成13年度の28億円と比較して16億円余り縮減しているが、県の厳しい財政状況から、今後も県立病院への繰出金は抑制的な状況が続くものと考えられ、経営改善のより一層の取り組みが求められている。

## 県立病院改革の基本的な考え方

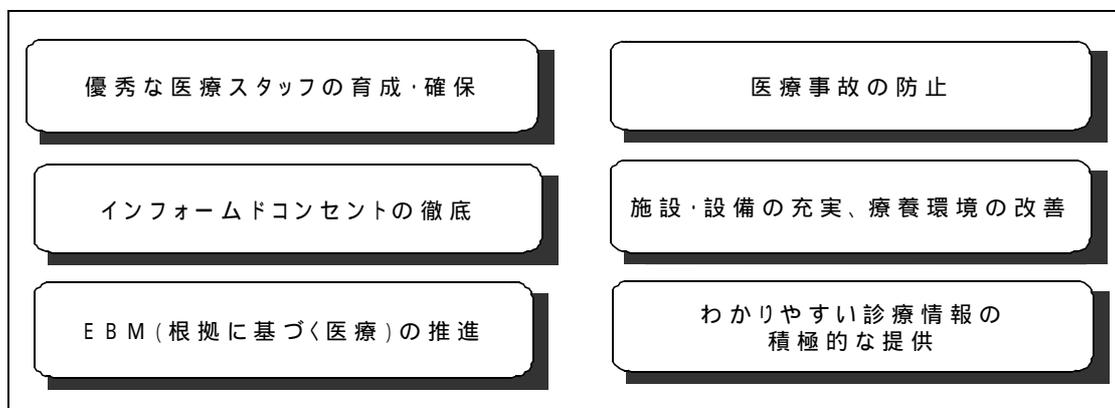
県立病院が医療環境の変化に適応し、それに起因する様々な課題の解決を図るためには、県立病院事業の根幹に関わる改革が必要である。

時代にマッチし、地域医療を支える県立病院を再構築するための基本的な考え方を以下に示す。

### 1. 良質で安心と信頼の得られる医療が提供できる県立病院

県立病院の理念である「良質で安心と信頼を得られる医療の提供」はゆるぎないものであり、医療技術の進歩による高度専門医療の充実など高度化・多様化する県民の医療ニーズに応えるため、より一層の医療サービスの質的な向上と患者を中心とした病院づくりをすすめる。

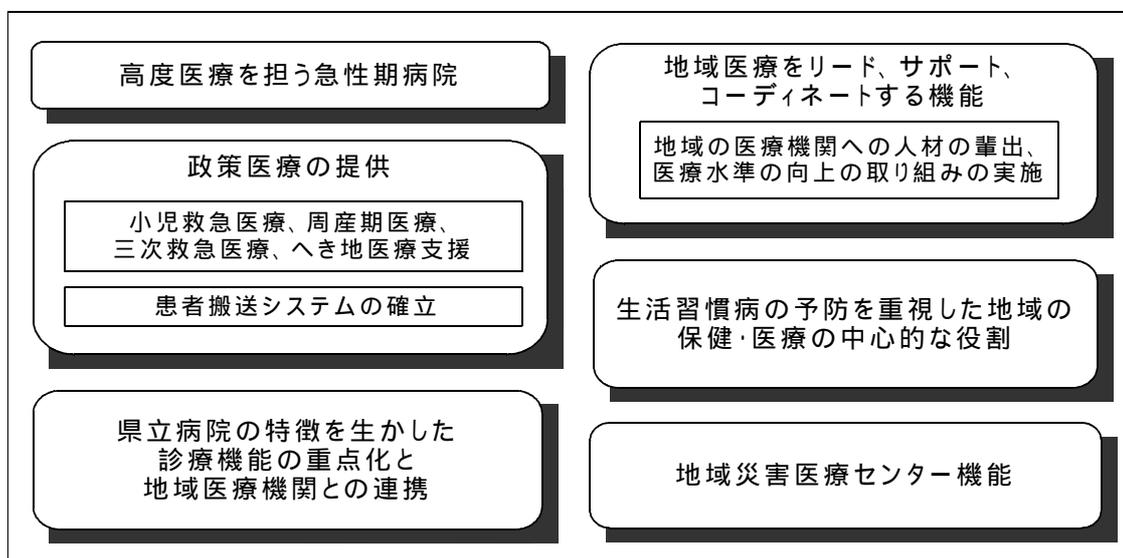
#### 良質で安心と信頼を得られる医療の提供



### 2. 使命(ミッション)・役割・機能の明確な県立病院

「県民に適切な医療を提供する」という県立病院の使命(ミッション)のもとに、時代に相応しい県立病院の役割と機能を次に示す。

#### 県立病院に求められる役割と機能



### 3. 自律的な経営が確保された県立病院

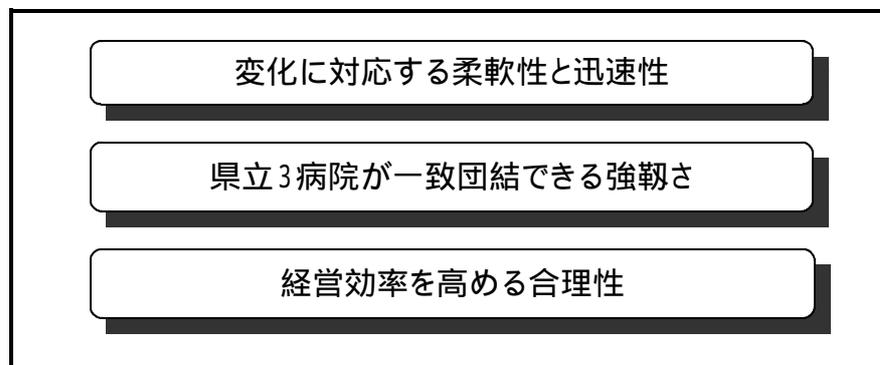
現在の病院経営を取り巻く課題のみならず将来の環境変化に対応するためには、自律機能を高め、柔軟で強靱な組織体制を作ることが必要条件である。

そのためには、事業の目的にかなった経営形態、組織構造、組織分化を構築していかなければならない。

そのことが、限られた医療資源を活用し、先に述べた県立病院の役割を果たすための基盤となる。

よって、これからの病院経営には、次の観点からその組織形態を見直す必要がある。

#### 自律的な経営



## 県立病院改革のあり方

### 1. 地域の保健医療機関への支援と連携の強化

- ・ 患者の紹介率、逆紹介率の向上を図り、患者に対して切れ目のない医療の提供を行うため、地域医療機関との連携システムを構築する。(病院完結型医療から地域完結型医療へ)

地域医療支援病院の承認、地域連携クリティカルパスの導入

地域の医療機関への医療スタッフの派遣など人的支援

かかりつけ医（診療所）との病診連携の充実・強化

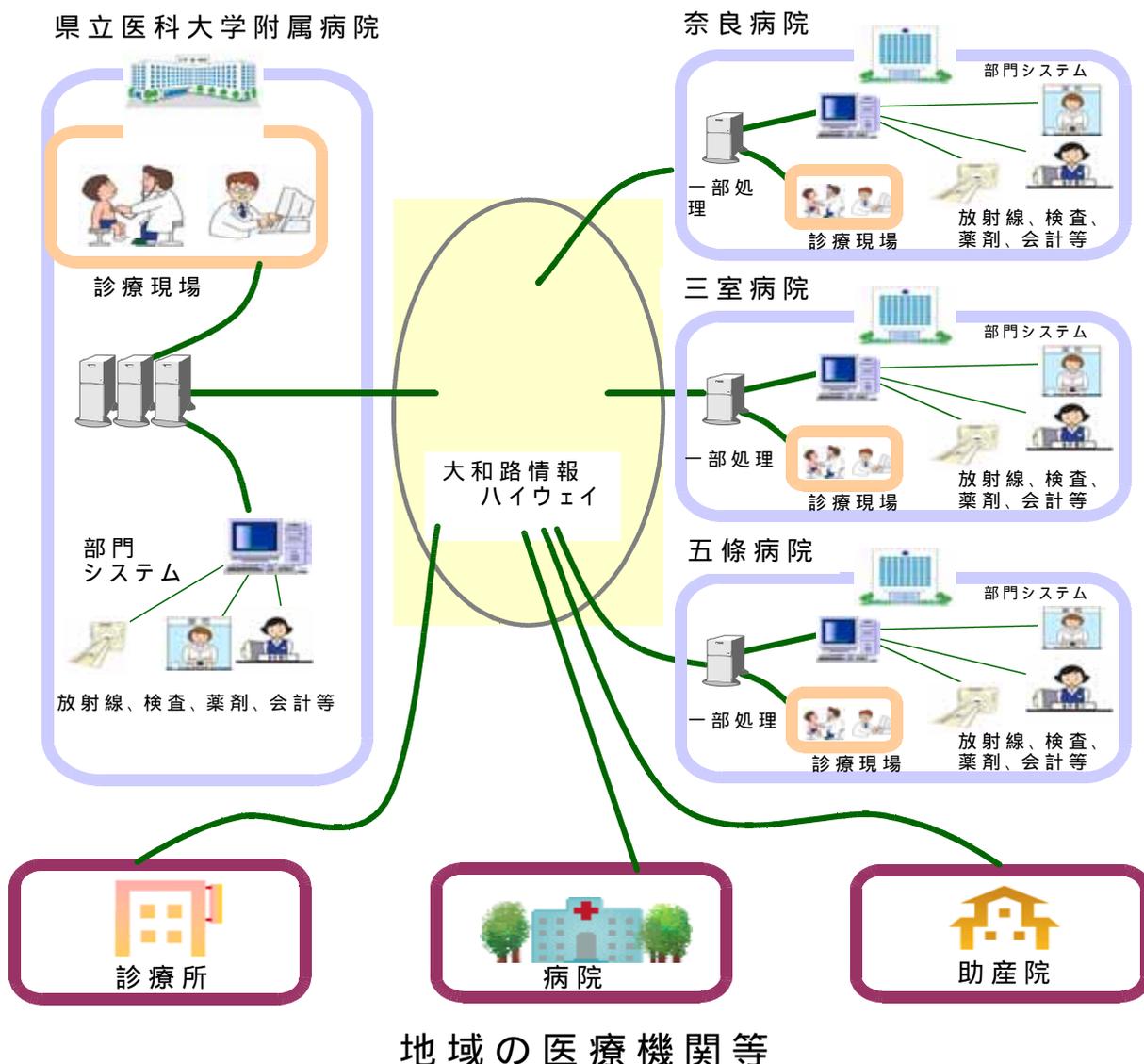
（開放病床の促進、症例検討会、セカンドオピニオンの推進）

公的病院との疾病別機能分担による効果的な医療の提供

介護保険施設や保健福祉施設等の地域保健活動、訪問看護への支援 など

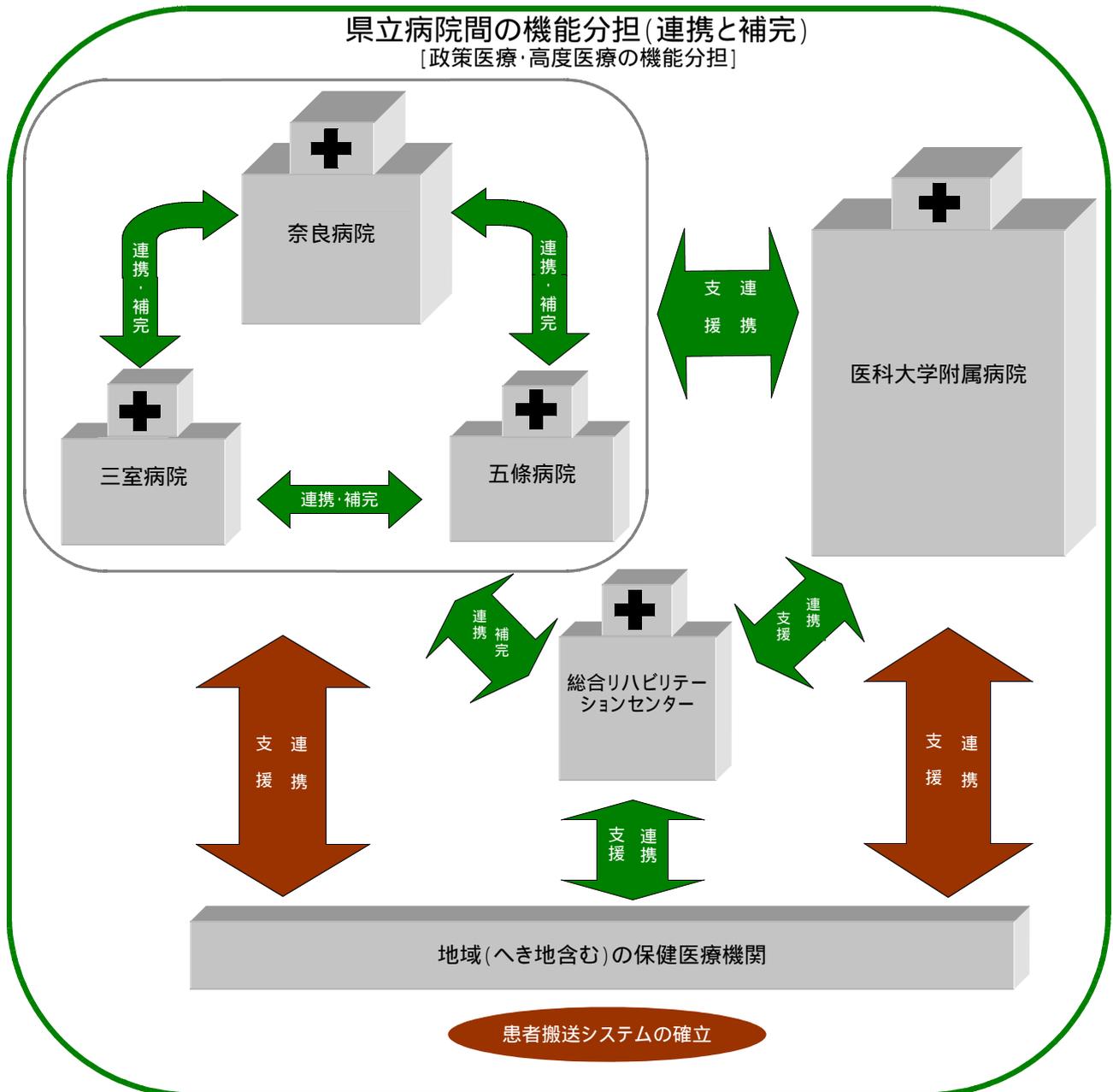
- ・ ITを活用し、地域の医療機関と患者情報を共有化する。  
患者の症状に応じてスムーズに紹介できるシステム

総合医療情報システムを活用した  
地域医療機関との医療連携・支援  
(診療情報の共有と診療支援)



## 2. 県立病院間の機能分担(連携と補完)

- ・ 医師不足の中、効果的で効率的な医療を提供するとともに、高度医療、小児救急医療、周産期医療に対応するため、医療スタッフの集約化・重点化を図る。
- ・ 総合リハビリテーションセンターを含む4つの県立病院がそれぞれの機能を補完しながら有機的に結びつき、限られた医療資源を最大限に生かして県民に最良の医療を提供するため、県立病院が一体となって必要な機能を果たす。



### 3. 医療スタッフの確保と人材育成・輩出（医療スタッフに選ばれる病院）

- ・ 良質で安心と信頼の得られる医療を実践できる医療スタッフを確保する。
- ・ 医師の卒後臨床研修・後期専門医研修プログラムの充実、及び臨床研修教育スタッフの充実と処遇の改善を図る。
- ・ 医師などの研究活動をサポートする組織的な支援体制を確立する。
- ・ 看護師等医療スタッフの院内・院外研修の充実を図る。
- ・ 地域の医療機関を支援するため、人的交流を促進する。

### 4. 大規模災害等への対応

- ・ 県立奈良病院及び県立五條病院においては、災害時における重篤救急患者の救命医療を担う「地域災害医療センター」として指定されており、今後も被災地からの重症傷病者の受入機能及び医療救護班の派遣機能の充実を図る。
- ・ 鳥インフルエンザや SARS などの世界的な感染症に対する医療体制の充実を図る。

### 5. 施設と設備の充実

- ・ 県民の安心と信頼に応えるために、大規模な震災時にも安心な施設の整備、高度医療が十分に提供できる設備の充実について、安定した経営基盤のもと計画的に整備する。

## これからの県立病院にふさわしい運営形態

### 1. 現行の運営形態(地方公営企業法の一部適用)における課題

- ・ 医療制度改革などの医療環境の変化に対応するためには、病院経営に精通したトップの強いリーダーシップによる自律的かつ効率的な病院運営と経営責任の明確化が必要である。
- ・ 行政組織のため、職員の採用や配置について、医療環境の変化に応じた迅速、柔軟な対応が難しい。
- ・ 地方自治法の単年度予算主義の制約から、中長期的な視点での経営戦略がたてにくい。
- ・ 公営企業本来の経済性を発揮しうる、より収益力、競争力のある病院経営が必要である。

### 2. 見直しの視点

医療水準の向上と人材育成の充実など魅力ある病院づくり

職員の意識改革及び専門性とモチベーションの向上

- ・ 病院の理念・ミッションの確立とトップのリーダーシップの強化による、職員の意識改革と業務水準の向上を目指す。
- ・ 委託業者やボランティアを含む病院関係職員の一体感の醸成
- ・ 仕事の成果が反映される人事・給与システムの構築
- ・ 体系的な教育訓練制度とキャリアプランの構築

政策医療の効果的な実施と地域医療への貢献

機動的、弾力的な人員配置と他の医療機関との人的交流

- ・ 県立3病院間での医師や医療スタッフの機動的な人員配置と弾力的な診療体制による専門医療の提供
- ・ 地域の医療機関のレベルアップのための人的支援(医療スタッフの派遣、症例検討会、講演会の実施)

## 経営目標の確立と健全で県民にわかりやすい病院運営

### 経営責任と権限を明確にした病院運営

- ・ 目標による業務管理と達成度の評価

### 透明性と民間的経営手法の導入

- ・ 積極的な情報開示と迅速な経営方針の決定

### 県立病院全体としてみた医療面、経営面及び人材育成面の連携強化

- ・ 効果的・効率的な医療提供体制の構築
- ・ 事務管理部門の統合などの組織再編
- ・ 看護師養成のあり方の見直し

## 3. 今後の運営形態のあり方

### (1) 県立3病院

今後のふさわしい運営形態については、地方公営企業法の全部適用、地方独立行政法人制度、指定管理者制度について、前記の「見直しの視点」から比較検討を行った。

その結果、医療を取り巻く急激で厳しい環境変化に対応しつつ、組織の活性化と地域医療へのさらなる貢献を図るために必要と考える次の条件に最もふさわしい形態が地方独立行政法人制度の導入による県立3病院の一体的運営であるとの結論に達した。

- ア 法人のトップであるヘッドクォーターの強力な権限とより迅速な意思決定、明確な経営責任のもと、企業性及び自律性のある運営が図れること。
- イ 県立3病院間における機動的、弾力的な人員配置をはじめとして、効率的かつ効果的な経営戦略の策定及び実行が図れること。
- ウ 公的な使命を有する県立の医療機関として、県民にわかりやすく透明性のある運営が図れること。

### (2) 総合リハビリテーションセンター

平成18年度4月から指定管理者制度を導入しており、今後はこの制度のメリットを最大限に発揮し、医療環境の変化に迅速に対応した経営を進めることが必要である。

## 各県立病院の診療機能・体制の見直し

医療スタッフや資金等の経営資源の共有化など、県立3病院を一元的に管理運営する地方独立行政法人化のメリットを生かし、各病院がそれぞれの特徴を生かした機能分化を図り、県立病院全体として効果的かつ効率的に質の高い医療を提供する。

また、診療機能の再編により、各県立病院が果たす機能・役割や提供する診療内容をわかりやすく表す病院名称への変更を検討するとともに、患者が県立病院の診療・治療内容に関する情報を十分に得られ、適切な医療の選択ができるように、県民に対し分かりやすい情報発信、PRを行うべきである。

今後の各県立病院の診療機能と診療体制の方向性については、それぞれの病院において、現在の県立病院を取り巻く課題に対応し、公的な使命を果たすための今後の各病院のあり方について議論、検討されてきたところであり、それらの意見を踏まえたうえで、委員会としての見直しの方向性（案）を次に示す。

なお、より適切な医療が県民に提供できるよう、県において今後さらに検討いただくことを期待する。

### 1. 奈良病院

#### (1) 位置づけ

これまでと同様、北和地域の基幹病院としての役割を果たしていくことはもちろん、一つの地方独立行政法人が運営する3つの県立病院の中心となる病院

#### (2) 見直しの方向性

周産期(産科)医療...県内医療機関での母体搬送の受入が不十分な状況や産科医師の絶対数の不足及び分娩を扱う医療機関の減少を鑑み、産科医師の集約化による周産期(産科)医療の提供体制の再編整備が急務である。

また、小児科2次救急輪番病院に1次救急患者が集中していることや、輪番病院に勤務する小児科医師の確保が難しくなっていることから、一定の医療水準を確保し、小児救急専門医療を担うためには、小児科医師の集約化が必要と考えられる。

これらの集約化・重点化については、県中南和地域は県立医科大学附属病院がその役割を担っていることから、北和地域においては県立奈良病院がその役割を担う。

救命救急医療 ...救命救急機能の充実と効率的な運営を図るためには、救急担当医の配置の見直し、救急対応窓口の一元化など、本院と救命救急センターの救急医療体制の一体化を図る。

高度先進医療 ...外来化学療法や放射線治療の充実など、がん、脳血管疾患を中心とした高度先進医療を実施する。

**課 題**

- ・周産期医療、小児救急医療の集約化や救急医療の充実にあたっては、次の点について留意し、経営面からの検討を踏まえたうえで、計画的に整備する。
  - 他の公的病院や民間病院との役割分担と医療連携システムの確立
  - 集約化に必要な医療スタッフの確保
  - N I C U や産科の必要病床数の確保と施設や設備などのハード面の整備
- ・より高度化・専門化を図るために、臓器別に外来病棟の再編を行い、チーム医療を基本とするセンター化による機能的かつ利便性のある診療体制を検討する。
- ・施設の老朽化への対応が必要である。

**2. 三室病院****(1) 位置づけ**

三室病院の強みである循環器部門の高度医療やこれまでの専門医療を生かした質の高い医療を提供し、県西和地域の医療水準の向上を図るための中核病院

**(2) 見直しの方向性**

高度専門医療の充実...病院内に循環器病センターを設置するなど、循環器（心臓血管外科を含む）部門を充実し、高度の医療水準の専門医療を提供するとともに、高い収益力を維持する。

**課 題**

- ・高度医療機能を十分に発揮できるための診療体制の充実や医療設備の整備が必要である。
- ・病床数や診療科の拡充により増加した外来患者数に対応する外来診療スペースの確保と看護師宿舎の有効活用及び高度専門医療を実施する病院にふさわしい入院患者の療養環境の改善（6人部屋の解消）が必要である。

### 3. 五條病院

#### (1) 位置づけ

五條市を中心とした南和地域の保健・医療の中心的な病院

#### (2) 見直しの方向性

診療内容の見直し ... 2次救急の拠点病院及びへき地医療の支援病院としての役割を担うとともに、今後は、人工透析治療やリハビリ治療など地域の医療事情に応じた住民に密着した身近な診療内容へシフトすることを検討する。

また、市町村と共同して住民の健康保持と病気の予防に対する取り組みを推進する。

高度専門医療については、県立医科大学附属病院や他の県立病院との連携を強化し、医療機関のネットワーク化を図る。

#### 課 題

- ・南和地域の人口減少による入院患者の減少等から経営的にかなり厳しい状況であり、患者数が少なく不採算の診療科については、病床規模の縮小や診療体制の効率化が必要である。
- ・地域の住民に対する医療を地域の医療機関全体で支える地域医療ネットワークシステムの構築を検討する。  
例えば、他の公的病院との連携と機能分担、かかりつけ医や保健福祉施設など、地域の医療従事者への協力・支援のあり方について、関係機関による協議を進める。
- ・ボランティアの参加を積極的に受け入れ、地域住民とともに病院づくりを進める。

### 4. 総合リハビリテーションセンター

#### 位置づけ

民間病院では行うことが難しい、脳卒中・脳挫傷・脊椎損傷患者等に対する質の高いリハビリ医療の実施病院

#### 課 題

- ・収入確保を図るため、外来患者の積極的な受入に取り組み、新規患者の確保に努める。
- ・患者の退院後の機能回復や社会復帰を支援するため、県内医療機関・施設との連携を強化し、退院先の相談、紹介などに応じられるシステムの構築が必要である。

## 県立病院と県立医科大学との連携の強化

公的医療を提供するうえで県立医科大学の存在と役割は欠かせないものであることは前述した。

また、附属病院については、高度先進医療や三次救急医療など、重要な役割を担ってきたところであり、地域医療連携を推進するうえにおいても、その役割はさらに重要となる。

県立医科大学は、平成19年4月より公立大学法人となる予定である。県立3病院が運営形態として地方独立行政法人制度を導入することになると、この二つの法人間の連携が確保されるよう対策を講じておかなければならない。

今日、県立病院や県立医科大学附属病院の運営には多くの課題があるが、その中でも医師の地域偏在、診療科別偏在は早急に対応を必要としているものである。現に地域医療に従事する医療スタッフの不足、産科医や小児科医などの不足による憂慮すべき事態が本県においても見られている。必要な医療スタッフの確保と人材を育成するためには、これまで以上に、二法人間の強固な連携が確立されなければならない。

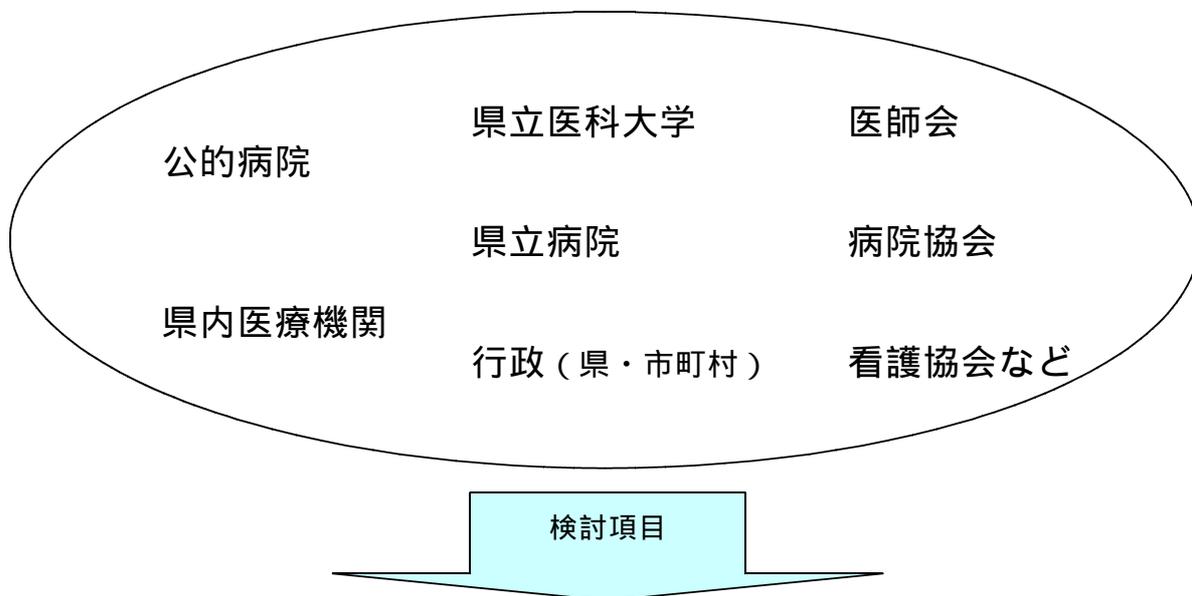
## 県全域にわたる医療機関の連携の推進(医療連携コンソーシアム)

県民に適切な医療を提供し、県全体として一定の医療水準の確保を図るためには、医療を取り巻く課題に対して、適切な対応策を検討していくことが求められる。

そのためには、行政、県内の多くの医療機関あるいは医療関係団体を構成員とする、より広範囲な連携推進体制、例えばコンソーシアム的な共同体、連合体のような緊密な組織の確立が必要であると考える。

県立病院をはじめ、県全体の医療機関相互の連携を一層深め、共同した取り組みが急務であることを強調しておきたい。

### 奈良県医療連携機構（医療連携コンソーシアム）



#### テーマ

地域の医療需要に応じた医療スタッフの確保  
 医師の県内医療機関への定着を目指した効果的で魅力的な  
 臨床研修プログラムの作成  
 医療スタッフの養成や教育のための連携のあり方  
 （理学療法士の養成や看護実習場所の確保など）  
 医療機関相互の診療協力のあり方  
 ITを活用した病診連携のあり方 など





## おわりに

本委員会では、県立病院が果たすべき役割と担うべき診療機能は何か、またそれを実行するための運営形態や各県立病院の診療機能・体制はどうすべきかについて、審議を重ね、上記のとおり提言を取りまとめた。

なお、審議の中で委員から、各県立病院が設立後30年近く経過し、施設・設備の老朽化が進んでいることから、良質な医療の提供に支障が出ることがないように、ハードウェアの整備やアメニティの向上について、経営面の考慮のもとに計画的な整備を検討すべきであるとの意見があったことを改めて述べておく。また、へき地医療対策としてのドクターヘリの運用について、より広域的な都道府県間の連携のあり方についても県として協議する必要があることについて意見があったことをつけ加えておく。

委員会での議論を進めるにあたり、赤穂市民病院の邊見公雄院長から「自治体病院の今後の進路と安全な医療と健全な経営の両立」についてのご講演をいただき、引き続いての委員会の議事にもオブザーバーとして参加をお願いし、貴重なご意見をいただきましたことに感謝を申し上げたい。

今後、県においては、本提言で示した事項について、その趣旨に沿って県立病院の具体的な改革プランの策定に取り組まれることを望むものである。また、県民にとっても県立病院は貴重な財産であり、県民の生命と健康を守るために必要な医療を担っている県立病院を奈良県民全体が支えるという気持ちになっていただけるよう、魅力ある病院づくりに取り組んでもらいたい。